

# 1. 地域づくり活動を取り巻く背景

1. 近年、地域社会において人口減少、高齢化等により、公共交通、医療、福祉など社会的サービスの継続が困難となり、あるいは従来以上にきめ細かな対応が必要になっているなど、地域づくりを進める上で、様々な課題が生じている。
2. 一方、生活の質の高さを求める意識変化が進む中で、個人、NPO、企業等の民間主体の活動範囲や形態が多様化・高度化し、私的利益にとどまらない公共・公益的な活動に価値観が見出される状況も生じている。

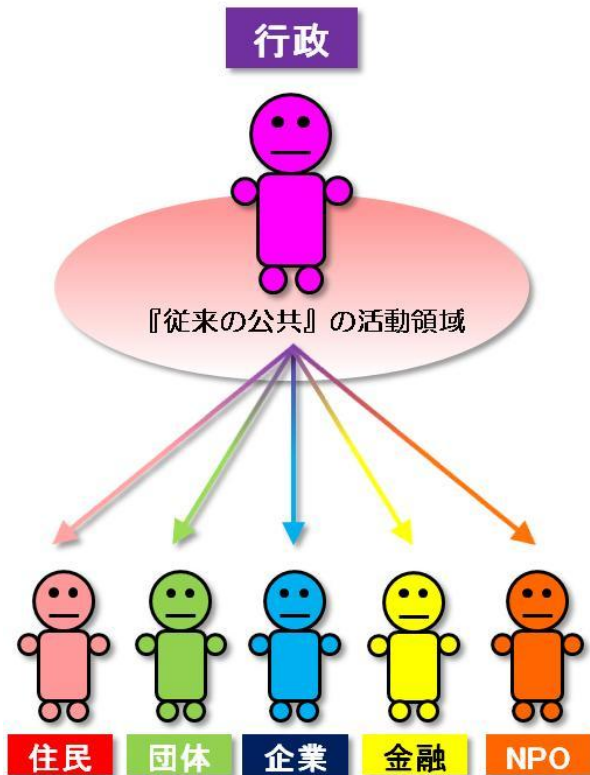


このような多様な民間主体を地域づくりの担い手と捉え、それら相互が、あるいは、それらと行政とが有機的に連携する仕組みを構築することにより、地域の課題に的確に対応していくことが求められている。

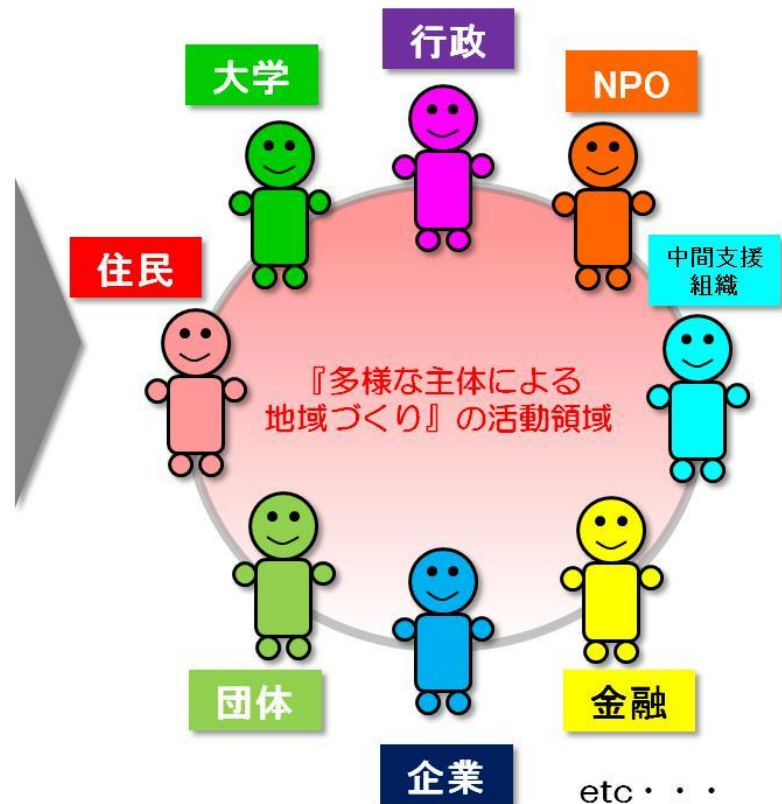
# 1. 地域づくり活動を取り巻く背景

行政だけでなく行政とNPO等の様々な民間団体が「協働」で社会の課題解決や地域を活性化させるための活動(多様な主体による地域づくり活動)が今後必要。

各々が活動していた領域を・・・



多様な主体が協働して従来、手の届かなかった広い領域まで活動を広げます。



## 2. これまでの地域づくり活動と国土交通省の関わり

### 国土形成計画(全国計画)

(平成20年7月閣議決定)

広域的なブロックの自立的発展を戦略的な目標とする一方で、コミュニティレベルの課題については、「『**新たな公**』を基軸とする地域づくり」を計画横断的な戦略的目標として掲げた。

### 「新しい公共」宣言

(平成22年6月4日第8回「新しい公共」円卓会議(抄))

「**新しい公共**」とは、「**支え合いと活気のある社会**」を作るための当事者たちの「**協働の場**」である。ここでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業体」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。

### 新成長戦略

(平成22年6月18日閣議決定(抄))

官だけでなく、**市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり**、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、**共助の精神で活動する「新しい公共」**を支援する。

### 国土政策検討委員会 最終報告

(平成23年2月14日(抄))

非資金的支援の大きな部分を担うのは**中間支援組織**であり、**中間支援組織による担い手に対する支援の環境についても改善が必要**である。

### 経済財政運営と改革の基本方針

(平成25年6月14日閣議決定(抄))

地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしている**NPOの活動、ソーシャルビジネス**等を、**人材、資金、信頼性向上**の点から支援するため、**中間支援組織の体制強化**や**地域における協力・連携体制の整備**等を促進する。

### 3. 連携体制と地域ビジネスについて

#### 連携体制の必要性

過年度の中間支援活動に関する事業において、中間支援活動を実施するにあたっては、中間支援組織が行政、金融機関、地元民間企業や各分野の専門家等の多様な主体と有機的に連携することで、自立的、持続的な取組に発展したケースが多く確認された。

特に、『**地域金融機関**』の**目利きの能力**や『**地方公共団体**』の**信頼性**や**ネットワーク力**は中間支援活動を有効的に進めていく上で大きな役割を果たしていることから、今後はこれらの主体が連携した体制での中間支援活動を推進する。これは骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針)における方向性とも合致しているものである。

#### 地域ビジネスの重要性

地域づくり活動が拡大していく中で、収益を伴わないボランティア的な活動については資金面や人材面の問題から継続的な活動展開が難しい傾向にあった。そこで、**事業型の地域づくり活動(地域ビジネス)**といわれる**収益性**のある活動を推進する。そのことで、安定的な活動が継続され、雇用の創出等、効果的に地域の活性化に対して寄与することが可能となる。

#### 中間支援における地方公共団体の役割

- ・行政で把握しているノウハウや人材に関する情報提供
- ・公共の支援メニューや政策・制度に関する情報提供
- ・地域づくり活動に関するPR・広報、許認可等の手続き支援
- ・地域づくり活動の信頼性向上

#### 中間支援における地域金融機関の役割

- ・中間支援組織としての起業支援やビジネスマッチング等
- ・融資や資金調達を行うためのノウハウ、手続き方法についての支援
- ・地域づくり活動における費用試算、地域ビジネス事業としての目利き

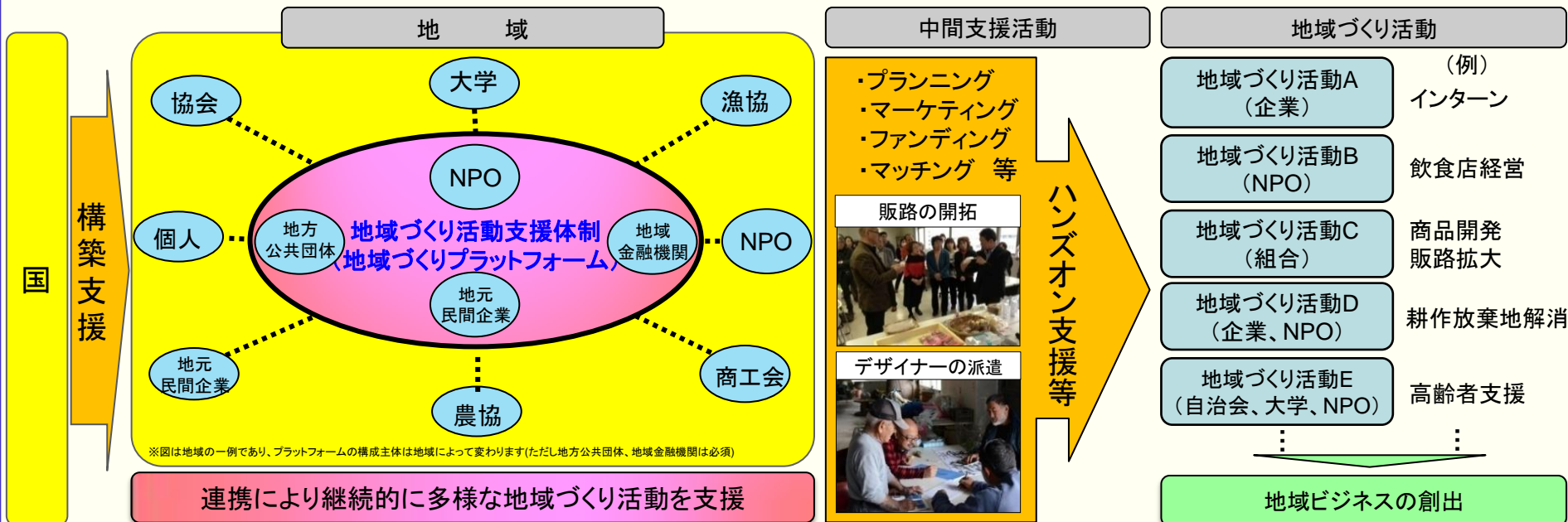
# 4. 地域づくり活動支援体制整備事業

## 背景・目的

地方中小都市を中心とした地方部における地域の活性化を図るため、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発等を目的とした、**多様な主体による事業型の地域づくり活動(地域ビジネス)**等を生み育てる**仕組みの構築を支援**する。

## 実施内容

地域ビジネスを生み育てるため、現場の活力や知恵を結集する仕組みとしての**地域づくり活動支援体制(地域づくりプラットフォーム)**の構築及びそのプラットフォームが行う**ハンズオン支援等の中間支援活動**に対して支援を行う。



## 効果

地方における地域資源を活かした多様な主体による**新たな地域ビジネス等**が創出され、地域の活性化が図られる。

## 4. 地域づくり活動支援体制整備事業

### 支援する地域づくり活動支援体制の要件

- (1) 地域づくり活動に対する効果的な中間支援活動が実施できる以下のような主体から構成される組織であること。(少なくとも①及び②に示す主体がそれぞれ1者以上含まれていること)
  - ① 地方公共団体(市町村等)
  - ② 地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等)
  - ③ 民間事業者(地元民間企業、NPO法人、財団・社団法人、漁協、農協、大学等)
- (2) 規約等により、名称、目的、事業内容、代表者、構成主体、事務局の所在地、事務処理及び会計処理の方法等を定めている、又は当該事業採択後において速やかに同様の内容が定められると認められる協議会や委員会等の組織であること。
- (3) 活動エリア(単独もしくは複数の市町村単位)を定め、当該活動エリア内における多様な地域づくり活動に対して構成主体が連携して支援を行える体制を敷く常設の組織であること。
- (4) 中間支援活動に関する事業計画を明確に定め、継続的に活動できる見通しがあること。
- (5) 構成主体が単独もしくは連携しての中間支援活動を遂行するに足る能力・経験・実績等を有すること。
- (6) 所在地及び活動エリアが次に掲げる地域以外であること。
  - ① 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)に基づく既成市街地及び近郊整備地帯を含む市町村
  - ② 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)に基づく既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村
  - ③ 中部圏開発法(昭和41年法律第102号)に基づく都市整備区域を含む市町村

## 4. 地域づくり活動支援体制整備事業

### 支援対象となる中間支援活動

支援対象となる中間支援活動は、下記の地域づくり活動に対し、明確な事業計画・収支計画に基づき、地域づくり活動支援体制の構成主体が連携して行う、プランニング、マーケティング、マッチング等の**伴走型の支援(ハンズオン支援)活動**とする。

### 中間支援の対象となる地域づくり活動

中間支援活動の対象とする地域づくり活動は、下記のものであること。

- ・地域の活性化や地域の抱える課題の解決を目的とし、NPO、民間企業等の多様な主体が担い手となって行う活動(地域づくり活動)のうち、地域の資源を活かした商品開発、観光開発、サービスの提供といった、主として**事業収入等によって活動資金を自ら調達しようとしている活動**
- ・地域づくり活動が
  - ①首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯を含む市町村
  - ②近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村
  - ③中部圏開発法に基づく都市整備区域を含む市町村**以外の地域**で行われること。

## 4. 地域づくり活動支援体制整備事業

### 支援対象件数

**8~10団体**程度の支援を想定  
(概ね各ブロックに1件程度)

### 補助額

1つの地域づくり活動支援体制につき**350万円**を上限

### 補助対象となる内容

- ・企画開発支援経費  
(地域づくり活動団体による商品の企画開発、専門的分析、ワークショップや研修の開催に対する支援等に要する経費)
- ・販売促進・販路開拓支援経費  
(生産者と販売者間のマッチング、試験販売や店舗出店への支援等に要する経費)
- ・経営指導経費  
(地域づくり活動団体の事業計画、収支簿作成等に対する支援等に要する経費)
- ・情報発信経費  
(イベントや事業の紹介、周知等に要する経費)
- ・その他中間支援活動に要する経費

※これらは商品開発を想定した場合であり、他の活動においてもこれに準ずる活動経費が補助対象となる

### 補助対象となる科目

対象となる中間支援活動に要する下記の科目

- ・謝金
- ・旅費
- ・会議費
- ・通信運搬費
- ・広報費
- ・借料・損料・使用料
- ・外注費
- ・賃金
- ・消耗品費
- ・雑役務費
- ・報告会経費
- ・印刷製本費



## 4. 地域づくり活動支援体制整備事業

### 審査基準

地域づくり活動支援体制が実施する中間支援活動及びその支援対象となる地域づくり活動の両者に対し、**有効性**（体制の活動が地域づくり活動の自立につながるか、地域の活性化につながる地域づくり活動か）、**継続性**（持続的に活動できるか）、**適合性**（体制に中間支援能力等があるか、地域づくり活動が地域ビジネスであるか）、**実現性**（内容が適切で実現性があるか）、**即応性**（調整が進んでいるか）について評価を行い、選定する予定。

### 主な留意点

- ・地域づくり活動支援体制において、達成目標を設定することとし、その**目標に対して著しく成果が低い**と認められた場合、**全部又は一部の補助金の交付を行わない**可能性がある。
- ・補助事業に係る経理について、他の経理と明確に区分し、その収支の事実を明確にした**証拠書類**（契約書、支払い領収書等）を整理し、交付年度終了後**5年間保存**しなければならない。また、会計経理に当たっては、独立した口座を設けるとともに、**精算の際には証拠書類の写しを提出**すること。
- ・補助事業者名及び内容、成果については公表するとともに、別途国において実施予定の報告会（東京にて開催予定）において成果を発表すること。

## 4. 地域づくり活動支援体制整備事業

### スケジュール

日程	内容	詳細
4月上旬～5月中旬	公募開始	記者発表 ホームページにて公表 5月中旬を募集期限
5月下旬	補助対象者の選定	有識者委員会にて最終選定 選定結果を応募申請団体に通知 採択者は別途補助金申請書を提出
6月～	補助事業実施	実施期間 6月～翌3月上旬
平成27年2月	成果報告会	補助対象者による成果発表
3月	補助事業終了	精算手続き 成果の公表